

## 杉並区立中学校における重大事態の調査結果について

教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」において、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査が実施され、その調査結果は、以下のとおりです。

### 1 事案の概要

本事案は、杉並区立中学校（以下「区立中学校」という。）に在籍する生徒が、令和3年5月以降、周囲のクラスメートから複数のいじめの疑いがある言動を受けたことにより9か月近くにわたり不登校となり、令和4年10月に転校するに至ったものである。

### 2 調査の概要

#### （1）本調査の目的

本調査は、重大事態に係る事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止を図るため実施するものである。

#### （2）調査組織

教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」（大学教授・准教授（臨床心理士、社会福祉士）、医学博士、弁護士）において調査を実施した。

#### （3）調査期間

令和6年1月23日から令和7年1月9日まで

#### （4）調査方法

- ①関係する生徒・保護者や教員等に対する聴き取り
- ②関係する生徒・保護者に対するアンケート
- ③記録資料の確認・分析

### 3 調査の結果

#### （1）事実の認定

被害生徒・保護者から、令和3年5月から令和4年2月までの間にクラスメートから受けた複数の行為・状況（複数の場面で被害生徒にきつく指図・注意した、被害生徒を仲間はずれにした、など）について、いじめとの訴えがあった。

調査の結果、これらの行為・状況について、一部を除き事実と認められた。

また、事実と認められた行為・状況について、いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」の定義を踏まえて「いじめ」の該当性を検討した結果、一部を除き「いじめ」に該当すると認められた。

#### （2）区立中学校の対応について

- ①文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」では、いじめに対して「学校の組織的対応」が必要とされており、また、「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消と

することはできない」とされている。しかし、区立中学校では、校内のいじめ防止対策委員会において、単なる報告にとどまらない、学校全体での注視やフォローの取り組みが継続的になっていた形跡がなく、担任任せとなっていた可能性が高い。

- ②文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」のほか、区のいじめ対応マニュアルでも、「学校いじめ対策委員会等で情報を共有し、組織的な対応を図る」とされているが、区立中学校では、校長の判断の下、一部の教員のみで対応し、他の教員には情報共有すらされなかった。
- ③令和5年10月の被害生徒の代理人弁護士の通知を端緒として、ようやく重大事態の認定及び報告に至ったことは、遅きに失したと言わざるを得ない。
- ④校長から教員に対し、いじめを行ったとされる生徒に事実を認めさせるようにという厳しい指示がなされた結果、教員がこれらの生徒に対し、1対1で密室での取り調べにも匹敵するような聴き取りを行ったことは、「生徒が話しやすい人や場所に配慮する」、「複数の教員で聴取を進める」とした区のいじめ対応マニュアルに反した行為であり、これらの生徒への教育的配慮を欠き指導の範囲を逸脱した行為であった。

### (3) 教育委員会の対応について

- ①いじめ防止対策推進法において、区立学校の設置者にもいじめへの対処が必要とされているところ、教育委員会は、被害生徒の母からいじめの訴えがあったことや被害生徒が不登校となったこと等を把握していたが、区立中学校に対する必要な支援や指導等、教育委員会としての対応がほとんどなされていなかった。
- ②いじめ防止対策推進法において、区立学校の設置者にも重大事態への対処が必要とされていることから、区立中学校からの重大事態発生の報告がなくても、教育委員会として知り得た事実をもとにして、速やかに重大事態の認定を行い、調査を開始すべきであった。

## 4 再発防止策の提言

### (1) 区立中学校として被害生徒を注視し見守る体制を整えること。

校内のいじめ防止対策委員会において、スクールカウンセラーなど専門家のアドバイスも受けながら継続的な取組を行うとともに、必要な情報は学校全体で共有すること。これらの対応につき、定期的な研修を実施すること。

### (2) 「いじめ」に関する理解を促す取り組むこと。

教育委員会及び区立中学校は、改めて、生徒、保護者、教員に対して、いじめ防止対策推進法に定義されている「いじめ」に関する理解を促す取り組むこと。

### (3) 重大事態の認定が遅きに失すことのないようにすること。

教育委員会は、職員に対して、重大事態の要件に対する理解を促すとともに、組織的に重大事態の認定の要否を判断すること。また、区立中学校に対しては、研修の実施等により重大事態の要件等に対する理解を促すこと。

### (4) いじめを行ったとされる生徒の人権にも配慮した調査、指導を行うこと。

聴き取りなどの事実調査においては、いじめを行ったとされる生徒の人権にも配慮して、聴き取りをする教員（複数必要）、場所、時間の決定などに注意し、事実を認めさせようとするあまり、長時間にわたる聴き取りや威圧的な聴き取りとならないように十分な配慮をすること。